

## 瑞穂の國記念小學院問題の調査に関する動議

下記により、瑞穂の國記念小學院問題の調査に関する動議を提出する。

### 記

#### 1 調査事項

本議会は、地方自治法第100条の規定により、次の事項について調査するものとする。

- (1) 瑞穂の國記念小學院の設置に関する事項
- (2) 瑞穂の國記念小學院の設置認可申請に対する大阪府私立学校審議会における審議内容に関する事項

#### 2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第109条及び大阪府議会委員会条例第5条の規定により委員20人からなる瑞穂の國記念小學院問題調査特別委員会を設置して、これに付託して行う。

#### 3 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項ないし第10項並びに同法第98条第1項の権限を瑞穂の國記念小學院問題調査特別委員会に委任する。

#### 4 調査期限

議会が本調査の終了を議決するまで。なお、瑞穂の國記念小學院問題調査特別委員会は、閉会中もなお調査を行うことができる。

#### 5 調査経費

本調査を行うための経費は、3,000,000円以内とする。

平成29年6月2日

大阪府議会議長 大橋 一功 様

提出者

大阪府議会議員

花 谷 充 愉	今 西 かずき	岩 見 星 光
徳 永 慎 市	朝 倉 秀 実	富 田 忠 泰
しかた 松 男	田 中 一 範	西 恵 司
釜 中 優 次	みつぎ 浩 明	奴 井 和 幸
原 田 こうじ	豊 田 稔	奥 田 悦 雄
吉 田 利 幸	うらべ 走 馬	西 川のりふみ
吉 村 善 美	橋 本 邦 寿	杉 本 太 平
原 田 亮	西 野 しげる	富 山 勝 成
松 本 直 高		